

第18回立正大学法学部・法制研究所シンポジウム

# 男女賃金格差をめぐる 法政策の現段階

## —日本・EU・カナダ—

2023年11月25日(土)  
14:00-16:30

参加費無料／事前申込不要

オンライン(Zoomウェビナー)で実施

実施当日に、立正大学公式ホームページトップページの当シンポジウムのバナーをクリックして、移動先のページから参加用URLをクリックしてご参加ください。

### プログラム

開会の挨拶・司会 川真田 嘉壽子(立正大学法制研究所長)

基調講演 浅倉 むつ子氏(早稲田大学名誉教授)

報告者 黒岩 容子氏(弁護士・立正大学法学部非常勤講師)

報告者 長谷川 聡氏(専修大学法学部教授)

閉会の挨拶 早川 誠(立正大学法学部長)

### 登壇者プロフィール



浅倉 むつ子氏

東京都立大学大学院博士課程修了。博士(法学)。専門は労働法、ジェンダー法。主著に『新しい労働世界とジェンダー平等』(単著、かもがわ出版、2022年)、『同一価値労働同一賃金の実現』(共編著、勁草書房、2022年)、『雇用差別禁止法制の展望』(単著、有斐閣、2016年)など。



黒岩 容子氏

早稲田大学大学院博士課程修了。博士(法学)。専門は労働法。弁護士としてコース別男女賃金差別等の裁判を担当してきた。主著に『EU性差別禁止法理の展開』(単著、日本評論社、2019年)など。



長谷川 聡氏

中央大学大学院博士課程修了。博士(法学)。専門は労働法。主著に「オンタリオ州ベイ・エクイティ法の仕組みと理論」森ます美・浅倉むつ子編著『同一価値労働同一賃金原則の実現』(勁草書房、2022年)、『労働法』(共著、弘文堂、2020年)など。



開催に寄せて

# 男女賃金格差をめぐる法政策の現段階 —日本・EU・カナダ—

川真田 嘉壽子(立正大学法制研究所長)

UN Women(国連女性機関)は、全世界で、男性が1ドル稼ぐごとに女性は77セントしか獲得できず、その結果、より多くの女性が貧困に陥っていると報告しています。先進国ではこの賃金格差はより小さいものの(OECD平均では88.4)、いまだに格差を解消できた国はない、とされています。

なかでも日本の男女賃金格差は大きく、2022年は75.7でしかありません。法制度としては、賃金の性差別を罰則つきで禁止し(労働基準法4条)、男女同一価値労働同一賃金原則を定めるILO(国際労働機関)100号条約も批准していますが、賃金格差はなかなか縮小しません。本シンポジウムは、男女賃金格差をテーマに、日本、EU、カナダにおける法政策をとりあげます。

基調講演は、浅倉むつ子先生より、「日本の男女賃金格差の特色と格差是正をめぐる法政策」についてご報告いただきます。ここでは男女賃金格差をもたらす要因を分析したうえで、日本特有の事情として、社会における性別役割分業の根深さ、日本企業に特有なコース別雇用制度、非正規労働者に対する賃金差別などを指摘します。つぎに、関連する法制度とこれまでの裁判の動向を整理したうえで、最新の

法政策として、女性活躍推進法2022年省令改正により、301人以上の企業に義務づけられた男女賃金格差の情報開示の実情について、分析していただきます。

「基調講演」の後に、注目すべき各国の政策動向から、EUとカナダを取り上げます。

EUは本年4月に「賃金透明化に関する指令」を可決し、雇用主に男女間賃金格差の公表を求めると同時に、労働者が雇用主に、同一価値労働をする他の労働者の平均賃金情報を請求できる仕組みを作りました。これについて黒岩容子先生から報告していただきます。

カナダのオンタリオ州ペイ・エクイティ法(1987年)は、労働者個人からの救済申立てをまたずに、事業主に同一価値労働同一賃金原則の実施を義務づけるプロアクティブな法として、世界に先駆けて制定されました。この法をめぐる最新情報を、長谷川聡先生から報告していただきます。

これら3つのご報告を踏まえて、日本の男女賃金格差の解消に向けての方向性を議論します。

いずれも今日的テーマですので、みなさんに関心をもっていただければ幸いです。